

重要

初診時・再診時の選定療養費改定のお知らせ

厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、特定機能病院に義務付けられている、紹介状を持たずに受診した場合に徴収する定額負担(選定療養費)の額が変更となります。

つきましては、次のとおり変更しますのでお知らせします。

初診時 選定療養費

○他の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者さんに、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

変更前 (9月30日まで)

変更後 (10月1日から)

【医科】 5,500円 (税込) → 【医科】 7,700円 (税込)

【歯科】 3,300円 (税込) → 【歯科】 5,500円 (税込)

※選定療養費お支払い時は、保険診療より初診時200点、複数科初診時144点が控除されます。

※紹介状なしで受診し、同一日に他の診療科も紹介状なしで受診した場合は、それぞれに初診時選定療養費をご負担いただくことになります。

かかりつけ医等からの紹介状をお持ちください。

徴収の対象とならない方

- ・ 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方(院内紹介がない場合は選定療養費が発生いたします)
- ・ 医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診において、医師が緊急性を要すると判断した場合
- ・ 治験協力者である方
- ・ 災害により被害を受けた方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・ 国の公費負担医療制度の受給対象者

再診時 選定療養費

○他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介状を持たずに当院を再診した場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

変更前 (9月30日まで)

変更後 (10月1日から)

【医科】 2,750円 (税込) → 【医科】 3,300円 (税込)

【歯科】 1,650円 (税込) → 【歯科】 2,090円 (税込)